

## 事業完了（廃止等）報告書

### 調査研究期間等

調査研究期間	委託を受けた日 ～ 平成29年3月17日
調査研究事項	《委託研究Ⅱ》 【福岡県】 オ. その他域内における中学校夜間学級の設置促進に資する研究 ・ 中学校夜間学級を設置している自治体の研究 ・ 中学校夜間学級に関する検討会議の実施
調査研究のねらい	<p>本県には自主夜間中学が福岡市に1校、北九州市に2校あり、永住外国人や義務教育未修了者がボランティアの指導により、読み書き等の基礎的な学習を行っている。また、平成27年度には文部科学省から形式卒業者の中学校夜間学級への再入学が周知されたところである。</p> <p>そこで、他県において中学校夜間学級を設置している自治体から、入学要件や教員の配置、教育課程の編成、形式卒業者への対応等学校運営に係る情報収集を行うとともに、両指定都市教育委員会と自主夜間中学の現状と課題、今後の受入れ方策等に関する検討会議を行うこととする。</p> <p>これにより、中学校夜間学級の設置に当たっての課題やその解消策等に関する調査研究を行い、県内の市町村において中学校夜間学級の設置の意向がある場合の情報提供・指導助言に資することとする。</p>
調査研究の成果	別紙のとおり

## 平成27年度補正予算「中学校夜間学級の設置促進事業」調査研究の成果

## 1 中学校夜間学級を設置している自治体の研究

- 中学校夜間学級の訪問
- 設置市教育委員会の聴取

〔調査研究の実績〕

## (1) 京都市調査

- ア 期日：平成28年11月10日（木）
- イ 場所：京都市立洛友中学校夜間学級（市教育委員会職員同席）
- ウ 視察及び聴取内容：資料1、2

## (2) 市川市調査

- ア 期日：平成28年11月17日（木）
- イ 場所：市川市立大洲中学校夜間学級（市教育委員会職員同席）
- ウ 視察及び聴取内容：資料1、2

## (3) 東大阪市調査

- ア 期日：平成28年12月8日（木）
- イ 場所：東大阪市立長栄中学校夜間学級（府市教育委員会職員同席）
- ウ 視察及び聴取内容：資料1、2

## 2 中学校夜間学級に関する検討会議の実施

- 両指定都市及び各教育事務所を含めた検討会議

〔調査研究の実績〕

## (1) 福岡県中学校夜間学級に関する検討会議

- ア 検討会議設置要項：資料3
- イ 検討会議委員

所 属	職 名	氏 名
北九州市教育委員会総務部企画調整課	企画調整係長	藤田 真治
福岡市教育委員会総務部教育政策課	教育政策係長	安藤 直己
福岡県教育庁福岡教育事務所	指導主事	堺 英典
福岡県教育庁北九州教育事務所	指導主事	金子 明日香
福岡県教育庁北筑後教育事務所	指導主事	末崎 謙次
福岡県教育庁南筑後教育事務所	指導主事	古川 志乃
福岡県教育庁筑豊教育事務所	指導主事	山下 晃司
福岡県教育庁京築教育事務所	指導主事	白川 千代
福岡県教育庁教育振興部義務教育課	課長補佐	日高 吉三郎

福岡県教育庁教育振興部義務教育課	学事係長	吉武 優子
	指導主事	瀬口 裕幸

#### ウ 検討会議開催実績

##### (ア) 第1回検討会議

○期日：平成28年9月1日（木）

○会議概要：①中学校夜間学級の現状について

- ・中学校夜間学級に係る政府方針、全国の設置状況等の概要説明
- ・平成27年度「中学校夜間学級の充実・改善等への取組」調査研究結果の説明
- ・平成27年度補正予算「中学校夜間学級の設置促進事業」事業計画の説明

②中学校夜間学級に関する意見交換

##### (イ) 第2回検討会議

○期日：平成29年1月31日（火）

○会議概要：①中学校夜間学級の現状について

- ・他県訪問の実施報告（京都市立洛友中学校、市川市立大洲中学校、東大阪市立長栄中学校）
- ・中学校夜間学級に関する国の動向について（「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の成立、「義務教育費国庫負担法」の改正予定、「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」の公表等）

②形式卒業者に対する今後の支援について

- ・入学希望既卒者への学習機会の提供に関する調査について
- ・文部科学省によるニーズ調査（夜間中学の設置促進のための実態把握）について

### 3 県内市町村教育委員会に対するニーズ調査

○ 入学希望既卒者への学習機会の提供に関する調査

ア 期日：平成29年2月10日（金）～28日（火）

イ 対象：中学校を設置する県内の市町村（学校組合）教育委員会（60）

ウ 関連資料：資料4

### 4 調査研究結果のまとめ

#### (1) 他県の公立中学校夜間学級について

○ 本年度は、実際に形式卒業者を受け入れている学校への訪問を行った。昨年度の調査研究において、中学校夜間学級には、中学校卒業資格を与えることを重視する「学校教育タイプ」と、夜間に学びの機会と場所を提供すること自体を重視する「生涯学習タイプ」の二種類があるとの感触が得られたが、今回訪問した学校についても、同様の所感が得られた。

- 「学校教育タイプ」の学校においては、「中学校卒業資格」を目的とするが、3年間の修業年限では、学習指導要領に沿った教育課程の編成や年間の授業時数の確保が困難である。また、「生涯学習タイプ」の学校においては、修業年数や教育課程の編成、学習評価等が柔軟に行われているため、学習指導要領に基づく教育活動は展開されておらず、正規の中学校課程の修了の認定に課題が残る。しかしながら、いずれにしても、「日本語習得」を目的とした中学校夜間学級の入学は認めていなかった。
- 対象者の把握や周知広報については、入学対象となる者の数や国籍、年齢、学習ニーズ等の把握は難しいことから、設置自治体がホームページや市政だより等の広報媒体を活用しながら入学案内を行っている。しかし、知人や在校生からの口コミによる入学希望が大半で、そこから対象者の把握や受入体制の整備を行っているのが現状である。
- 居住地が市外の者に対する受入れについては、市川市（千葉県）や東大阪市（大阪府）のように府県内在住者であれば受け入れている一方、京都市は、市外からの受入れは行っていない。なお、市外者の受入れを行っている場合でも、事務委託費等は徴収していない。
- 形式卒業者については、10～20代の若年者のほか、60代の生徒も在籍していた。いずれもいじめや虐待等の理由によりほとんど学校に通えなかった生徒であり、卒業後は高校進学を目指している。なお、市教委の定める入学基準を満たしていなかったり、学校の現状（外国籍の生徒が多い等）を見てニーズと合致しないという理由から断念したりするケースが見られた。
- 平成26年に文部科学省が行った中学校夜間学級等に関する実態調査の結果では、在籍者の81%が外国籍だが、今回訪問した中学校夜間学級においても、ニューカマーを含め外国籍の生徒が多数を占めていた。特に、東大阪市においては、技能実習生の増加と関連してベトナム国籍の生徒が増加しており、ある程度日本語を習得した後に退学する者が多いなど、「日本語習得目的の受入れは行わない」という市の原則と実態との乖離が見られる。

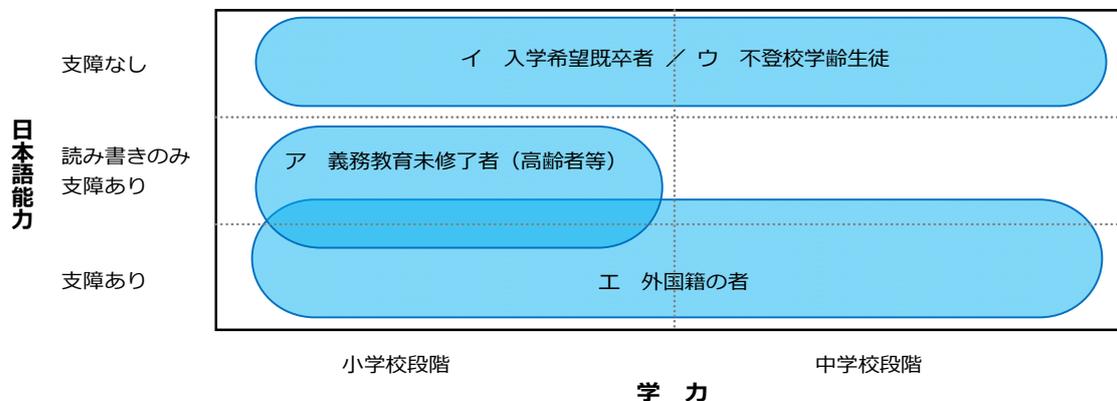
## (2) 入学希望既卒者（形式卒業者等）への支援について

- 平成27年度に文部科学省から「入学希望既卒者についても、一定の要件を満たす場合には中学校夜間学級への入学を認めることが望ましい」との考え方が示されたことを受け、県内の市町村における入学希望既卒者に対する学習機会の提供の状況等について調査を実施した。
- 調査結果からは、中学校既卒者への学習機会の提供についての問合せ数は極めて少なく、各市町村内においては、少なくとも、入学希望既卒者を主な対象として義務教育レベルの学習機会を提供する公的な取組は行われていないことが分かった。なお、複数の市町村において、学校教育の場を生涯学習の場として提供したり、学校と地域との交流を目的として、一般市民が小・中学校の授業に参加する「市民聴講生」等の取組は行われている。
- 入学希望既卒者を対象として、義務教育レベルの学習機会を提供する取組については、半数以上の市町村が「必要」と認識しているが、そのニーズ（どのような学習の機会を望んでいるか等）が不明であることから、学校制度の中で実施すべき内容であるかどうか疑問を持っている実態が伺えた。

### (3) 中学校夜間学級設置に係る主な課題について

#### ① 教育課程の編成

- 文部科学省が「夜間中学の設置・充実に向けて【手引】」で示した「(潜在的) 入学希望者」について、他県の中学校夜間学級の在籍者の現状等から想定される学力・日本語能力を図に示すと以下のとおり。



#### 【(潜在的)入学希望者】

- 中学校夜間学級の設置において、教育課程の編成は重要な課題の一つであり、これらの(潜在的)入学希望者全てに対応するためには、教育課程の編成及び実施についてはかなりの弾力的な取扱いが必要であると考えられる。
- 既に実施可能な不登校児童生徒を対象とする特別の教育課程、日本語指導に関する特別の教育課程、また、今後導入予定である夜間中学等における特別の教育課程による教育課程の編成に加え、指導体制についても工夫が必要である。

#### ② 教職員の配置

- 現在でも、夜間学級については、通常の中学校における生徒数・学級数に含まれ、法令に基づく教職員定数の算定が行われている。ただし、通常的时间帯に授業を行う既存の中学校に二部授業として夜間学級を設ける場合、授業時間及びそれに応じた教職員の勤務体制を考慮すると、高等学校における定時制課程のように、昼間部とは別に算定する必要があると考えられる。

### (4) 今後の本県における取組について

- 入学希望既卒者への学習機会の提供に関する調査結果からも分かるとおり、市町村にとっては、ニーズが不明な状態で設置に向けて動くことは困難である。
- 他県において中学校夜間学級の新設を表明した市があるが、域内に自主夜間中学が存在し、長年にわたり公立での設置が要望されており、かつ、近隣の市に公立中学校夜間学級があり、当該市外からも受入れを行っているなど、ある程度ニーズの存在が見込まれたケースであると思われる。
- 現在、本県内において文部科学省によるニーズ調査が行われているところであり、この結果も踏まえながら、本県における中学校夜間学級設置の必要性や学習ニーズに応じた教育課程の編成と教職員の配置など、中学校夜間学級の在り方について検討を進め、市町村教育委員会に対しても、必要な情報提供と適切な指導助言を行っていくこととしたい。

## 他県における中学校夜間学級の現状等について（その1）

訪問先学校	京都市立洛友中学校 (市内設置校数：1校)	市川市立大洲中学校 (市内設置校数：1校)	東大阪市立長栄中学校 (市内設置校数：2校)
開始の経緯について	昭和25年、昼間働く学齢期の生徒のための二部学級を市内12校に設置。昭和45年、郁文中学校以外の二部学級（夜間学級）を廃止。平成19年、郁文中学校を含む下京区の5中学校を統合し、洛友中学校を開校。現在は中国・韓国籍が多い。	昭和57年、学齢超過者の市民から夜間学級の要望が当時の市川市長にあがり、千葉県と協議の結果、大洲中学校の昼間部と同時に設置。当初は日本人の学齢超過者の方が多かったが、現在は若年の外国人が多数在籍している。	昭和47年、長栄中学校夜間学級として3学級設置。設置当初は戦後混乱期の貧困等で未就学だった方が大半。東大阪市西地区は義務教育を受けられなかった在日朝鮮人の方も多かった。現在は、外国籍（特にベトナム・中国）の人が多く在籍している。
対象者の把握について	義務教育未修了者・形式卒業者とも対象者数は把握していない。	対象者の把握は困難。義務教育未修了者・形式卒業者とも対象者数は把握していない。	対象者は外国籍の者が多く、把握は難しい。形式卒業者については、ニーズを把握できていない。
周知広報について	募集案内の配布、HPへの掲載、市政だよりへの掲載等。形式卒業者の受入れについては、教育委員会で決定する際に、マスコミを呼んで大々的に公表し、新聞にも掲載。	HPへの掲載、文科省発行のパンフレットによる広報。知人を通じての口コミが多い。	HPや文科省発行のパンフレットによる広報の他、市政だよりやケーブルテレビでも広報。形式卒業者の受入れについても広報を行っている。
中学校夜間学級以外の学びの場の活用について	日本語習得を主目的としている人については、面接時に説明して断っている。	フリースクールや適応指導教室等との連携や関係はなし。	日本語習得を主目的としている生徒の受入れは原則行っていない。日本語を学ぶ場として、東大阪日本語教室が週1で実施されている。
入学卒業要件等について	入学要件は、中学校教育を希望する者。修業年限は原則3年。希望があれば面接を経て原級留置とし、原則6年まで在籍可。	入学要件は市川市民、又は、千葉県内在住者で、当該市町村教育長の副申のある者。4月と9月に入学。基本的に原級留置はなし。修業年限は原則3年としている。	入学要件は大阪府内在住者。4月と9月入学。日本への滞在予定期間が3年以内の者は受入れていない（留学生の入学も不可である）。原級留置者が多く、最長の9年間在籍可。昨年度の卒業者はなし。
市外在住者の受入れについて	市外からの受入れは行っていない。	千葉県内在住者であれば、市外からの受入れも積極的に行っている。他市町村からの受入れに対する事務委託費なし。	大阪府在住であれば、市外からの受入れも行っている。他市町村からの生徒の受入れに対する事務委託費なし。
教職員の配置状況について	校長、教頭、教員（常勤講師含む）8、非常勤講師9（実技教科担当）。さらに「総合教育支援員」として、発達障害の生徒への支援員（5時間×週2日×2人）がついている。	校長兼任、教頭、正規教員3名、少人数学習等担当補助教員：3名、特別非常勤講師：1名、スクールサポートスタッフ1名。正規教員以外は市費での配置。	校長は兼任、教頭、正規教諭2名、養護教諭1名、常勤講師3名、非常勤講師3名。中国語が堪能な非常勤講師が、授業の通訳を担当。
運営費等について	学校全体予算を校内で昼夜に配分。校納金は年間で9,000円+28,000円（修学旅行費）	今年度夜間学級予算：360万円（講師雇用費・消耗品代等）。校納金は年間3,000円	学校全体予算を校内で昼夜に配分。校納金：年間2,000円。
教科書について	無償給与。しかし、実際の授業では教科書はほぼ使用せず、自作教材が中心。	無償給与。ただし、実際に使用している教科書は地図帳。他は自作教材（プリント）が中心。	教科書は無償給与されているが、実際の授業は独自教材を使用。
“形式卒業者”の受入れについて	形式卒業者については、市教委で基準を設けている。高校に進学した人や中学校時代にある程度の出席日数がある人などは断っている。	問合せ相談案件はあるが、外国人が多いという実情の説明と同時に学校見学を勧めると、それを聞いて断るケースが多い。	形式卒業者の受入れについても広報を行っているため、時々問合せもある。直接大阪府へ問い合わせるケースもある。

## 他県における中学校夜間学級の現状等について（その2）

訪問先学校	京都市立洛友中学校	市川市立大洲中学校	東大阪市立長栄中学校
在籍生徒数	平成28年4月1日現在の夜間部在籍者数は29名。	平成28年9月1日現在の在籍者数は26名。（入学待機の方もいる。）	平成28年10月1日現在の在籍者数は98名。
学習評価について	進級認定・卒業認定は通常の学校と同様に実施。（授業で実施した課題についてのテスト。）前期は文章で評価、最終的には5段階評価としている。	中間・期末テストを実施して評価。高校入試のための5段階評価は、テスト結果の評価でなく、夜間学級としての評価を備考欄に記載して高校に提出している。	定期的なテストによる評価はなし。年度末に1年間の学習のまとめとして文集を作成。この文集が評価となる。
出席状況等について	4～5名の長期欠席者あり。長期欠席が継続する場合は除籍することとしている。	通常授業の出席率は8～9割。昨年度原級留置者はなし。しかし、行方不明や年間50日以上が無断欠席を理由に12名が除籍。	出席率は2割程度（視察当日の出席者16／98名）。1年以上本人連絡が取れない場合は除籍措置となる。
学級編制、学習指導等について	学級編制は3学年複式の4クラス編制。日本語の習熟度別に編制している。学力にも大きな差がある。	学級編制は3学年複式の習熟度別の編制。日本語の理解が不十分な生徒は、週12時間の日本語習得のための抽出授業を行っている。	学年編制とは別に、日本語習熟度別のクラス編制を展開。各教科を「表現」「歴史」「現代社会」「民族と文化」「生活」の主要5領域として読み替えた独自の教育課程を編成。
教材について	自作教材が中心。	自作教材が中心。一方で、「みんなの日本語」（スリーエーネットワーク）もよく活用している。	実態に応じた独自教材（プリント）を使用。
給食等について	給食は他の中学校と同様に完全選択制で、内容も他の中学校と同じ（自己負担290円）。	給食なし。	給食は補食給食（パン・牛乳）。給食費は東大阪市費。
生徒指導上の課題について	高齢で外国籍の生徒が多く、帰国や病気・体調不良・入院などの事情で通学できなくなることがある。	ことばの問題（意思疎通が図りにくい）によるトラブルが多い。	生徒の多様なニーズに対応するための授業方法が課題。また、日本語の理解が不十分な生徒への対応にも苦慮。
施設利用について	昼間部・夜間部合わせて5クラスしかないため、かなり余裕がある。それぞれ専用教室あり。	施設は夜間用の専用教室を利用しているが、理科実験室は昼間部・夜間部兼用。	教室数不足で、昼の特別支援学級を夜間学級の教室として兼用。保健室は昼と分割して使用。体育館・コンピューター教室・美術室・理科室・調理室・被服室等は昼と共用。
その他	職員の配置は昼間部・夜間部の区分はなく、勤務時間も全員が12：10～20：40であるが、学校内で教員を昼間部担当4名・夜間部担当4名と分けている。	始業前の16：30から17：10までは、授業外として学習相談時間が設けられている。	例外的に奈良県在住の者が1名在籍している（東大阪市に転居予定を前提として受入れ）。同市内にある布施中学校夜間学級とのすみ分けは特になし。

## 福岡県中学校夜間学級に関する検討会議設置要項

### (目的及び設置)

第1条 平成27年度補正予算文部科学省委託事業「中学校夜間学級の設置促進事業」の実施に伴い、義務教育未修了者等の学習機会の提供に重要な役割を果たす中学校夜間学級に係る検討を行うため、福岡県中学校夜間学級に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 検討会議では、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について意見交換及び課題の整理を行う。

- 一 自主夜間中学の現状と今後の支援に関すること。
- 二 中学校夜間学級の現状と課題に関すること。
- 三 その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 検討会議は、北九州市教育委員会、福岡市教育委員会及び福岡県教育委員会の事務局の関係職員を委員として組織する。

2 検討会議は、必要に応じて、委員以外の学識経験者等の出席を求め、意見を求めることができる。

### (設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、平成29年3月17日までとする。

### (庶務)

第5条 検討会議の庶務は、福岡県教育庁教育振興部義務教育課において処理する。

### (補則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要項は、平成28年6月21日から施行する。

- 既存の公立中学校夜間学級においては、これまで、一度中学校を卒業した者については入学が認められていなかったが、平成27年度に文部科学省から「入学希望既卒者(※)」についても、一定の要件を満たす場合には中学校夜間学級への入学を認めることが望ましい」との考え方が示された。
- これを受け、福岡県内の市町村における入学希望既卒者に対する学習機会の提供の状況等を把握するために本調査を実施したものである。

※ 「入学希望既卒者」: 不登校や親による虐待など、様々な事情からほとんど学校に通えず、実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により中学校を卒業した者のうち、改めて中学校で学び直すことを希望する者

調査時期 平成29年2月

調査対象 中学校を設置する県内の60市町村(学校組合)教育委員会

## I 中学校既卒者への学習機会の提供についての問合せ状況

※ 調査結果まとめと調査票の間番号は一致しない。

1-1 中学校既卒者への学習機会の提供についての問合せの有無(平成26~28年度)

ある	2	3.3%
ない	58	96.7%

1-2 「ある」場合の問合せの件数

1	件	(市町村数:1)
2	件	(市町村数:1)

1-3 「ある」場合の問合せの内容

・中学校期に十分な学習を受ける機会がなかったため、学び直したい(小・中学校の授業に参加できる「町民聴講生」制度を紹介し、聴講生として参加された。)  
 ・外国籍の学齢超過者。母国において9年の課程を修了していないため、高等学校入学資格がない。このため、中学校に就学したい(同一人物からの問合せが2回)。

- ・ 直近3年間では、中学校既卒者への学習機会の提供についての問合せ数は極めて少ない。
- ・ 外国籍の同一人物から2回の問合せがあった例は、主目的は高校入学であり、状況によっては中卒認定試験での対応が可能なケースとも考えられる。

## II 市町村における入学希望既卒者の把握状況等

2-1-1 市町村における入学希望既卒者(※)の人数の把握状況

把握している	2	3.3%
把握していない	58	96.7%

2-1-2 「把握している」場合の人数

0	人	(市町村数:2)
---	---	----------

2-2 市町村内における、入学希望既卒者を主な対象として、義務教育レベルの学習機会を提供する取組（以下「教育保障教室」という。）の有無

※公的な取組か否かを問わない（公的な取組以外は、貴教育委員会で把握している範囲）。  
 ※主に学齢児童生徒を対象とする教育支援センター（適応指導教室）やフリースクールは除く。  
 ※主に戦後の混乱期に教育を受ける機会を逸した人を対象とする、いわゆる自主夜間中学や識字講座は除く。

ある	0	0.0%
ない	52	86.7%
把握していない	8	13.3%

- ・ 入学希望既卒者の人数を把握している市町村はほとんどなく、把握している市町村も「0人」としての把握である。
- ・ また、各市町村内においては、少なくとも、入学希望既卒者を主な対象として義務教育レベルの学習機会を提供する公的な取組は行われていない。
- ・ なお、複数の市町村において、学校教育の場を生涯学習の場として提供したり、学校と地域との交流を目的として、小・中学校の授業に参加する「市民聴講生」等の取組を実施している例がある（この場合、対象者は入学希望既卒者に限定されていない。）。

### Ⅲ 入学希望既卒者への学習機会の提供に対する市町村の認識

3-1-1 入学希望既卒者を対象として、義務教育レベルの学習機会を提供する取組に対する認識（当該市町村内に設置するか否かを問わない。）

必要と考える	33	55.0%
必要とは考えない	12	20.0%
その他	15	25.0%

3-1-2 「必要と考える」場合の主な理由

- ・ 教育を受ける権利を保障するため
- ・ 社会で自立的に生きる基礎を培うため
- ・ 学び直したいという希望に応えるため
- ・ 貧困等の格差是正のため

3-1-3 「必要とは考えない」場合の主な理由

- ・ 問い合わせや要望がなく、ニーズがあるとは考えられないため
- ・ フリースクール等、他の取組で対応できるため

3-1-4 「その他」の内容

- ・ ニーズが不明であるため判断しがたい。
- ・ 自主夜間中学や通信教育など他の手法も含め総合的に検討すべき。

3-2-1 教育保障教室の設置形態として望ましいと考える形態(当該市町村に設置するか否かを問わない。)

学校教育の一環として、中学校に夜間学級(学校教育法施行令第25条第五号に規定する二部授業)を設置した方がよい。	6	10.0%
学校教育の一環として、中学校の通常の学級において受け入れたほうがよい。(特別な教室を設置するのではなく、他の学齢生徒と一緒に学ぶ機会を設ける)	7	11.7%
生涯学習の一環として対応するなど、学校とは別の枠組みで実施した方がよい。	40	66.7%
その他	7	11.7%

3-2-2 「その他」の主な内容

・ニーズが不明であるため判断しがたい。
---------------------

3-3 必要性についての認識と望ましい形態のクロス集計

		夜間学級	通常学級	学校以外	その他
必要と考える	33	4	5	22	2
		12.1%	15.2%	66.7%	6.1%
必要とは考えない	12	0	1	9	2
		0.0%	8.3%	75.0%	16.7%
その他	15	2	1	9	3
		13.3%	6.7%	60.0%	20.0%
全体	60	6	7	40	7
		10.0%	11.7%	66.7%	11.7%

- ・ 入学希望既卒者を対象として、義務教育レベルの学習機会を提供する取組については、半数以上の市町村が「必要」と認識している。
- ・ それ以外の市町村においても、主にニーズが不明であることから必要性を判断することが困難であり、その結果「必要とは考えない」「その他」の回答となっている。
- ・ また、望ましい設置形態については、「学校とは別の枠組みでの実施」が最も多く、何らかの学習機会の提供は必要であっても、学校制度の中で実施すべき内容であるかどうか疑問を持っている様子が見受けられる。この点についても、入学希望既卒者のニーズ(どのような学習機会を望んでいるかを含む。)が不明であることが影響していると考えられる。
- ・ なお、学習機会の提供の必要性についての認識(必要/不要/その他)と望ましい設置形態についての認識の関連は特に見られず、必要性の認識がいずれの場合であっても「学校とは別の枠組みでの実施」が最も多くなっている。

3-4-1 市町村において公的な取組として教育保障教室を設置する場合の課題(複数回答)

適切な施設の確保	44	73.3%
運営経費の確保	57	95.0%
指導者の確保	46	76.7%
適切な教材の選定	26	43.3%
入学希望既卒者のニーズの把握	45	75.0%
その他	2	3.3%

### 3-4-2 「その他」の内容

- ・二部授業とすることによる施設管理者等の確保
- ・取組を実施するに当たっての関係規則の制定

- ・ほとんどの市町村が「運営経費の確保」を課題と考えており、次いで多いのは「指導者の確保」「ニーズの把握」「適切な施設の確保」である。
- ・「運営経費の確保」の面では、夜間中学を設置する場合には、通常の定数措置以外の市町村費による支援員等の配置や、各生徒の実態に応じた教材の準備等の必要性も考えられ、適応指導教室のような学校外の取組とする場合には、指導員に係る予算措置等の問題が生ずるものと思われる。
- ・また、入学希望既卒者については、不登校や虐待など様々な事情を抱えている（いた）場合が考えられることから、受入れに当たってはきめ細かな配慮が必要である。例えば、「適切な施設の確保」については、仮に夜間学級を設置する場合でも、自らの卒業校では通学を躊躇するようなケースも想定される。

## IV その他

### 4-1 その他、教育保障教室や中学校夜間学級についての意見

- ・不登校児童・生徒が増加傾向にあることから、設置することが望ましい。
- ・「教育保障教室」の具体的実施状況（施設、予算、講師等）について情報提供をお願いしたい。